

所得税通達の改正について

事業所得と雑所得の区分が従来から難しいという課題があった中、事業所得と雑所得の区分について、分かりやすく明確な基準を示すため、以下のとおり通達を改正しました。

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(業務に係る雑所得の例示)</u></p> <p>35-2 次に掲げるような所得は、<u>事業所得又は山林所得と認められるものを除き、業務に係る雑所得に該当する。</u></p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>営利を目的として継続的に行う資産の譲渡から生ずる所得</u></p> <p>(8) 省略</p> <p><u>(注) 事業所得と認められるかどうかは、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定する。</u></p> <p><u>なお、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合（その所得に係る収入金額が300万円を超え、かつ、事業所得と認められる事実がある場合を除く。）には、業務に係る雑所得（資産（山林を除く。）の譲渡から生ずる所得については、譲渡所得又はその他雑所得）に該当することに留意する。</u></p>	<p><u>(事業から生じたと認められない所得で雑所得に該当するもの)</u></p> <p>35-2 次に掲げるような所得は、<u>事業から生じたと認められるものを除き、雑所得に該当する。</u></p> <p>(1)～(6) 同左</p> <p>(7) <u>不動産の継続的売買による所得</u></p> <p>(8) 同左</p>

(参考) 事業所得と業務に係る雑所得等の区分 (イメージ)

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	概ね事業所得 (注)	概ね業務に係る雑所得
300万円以下		業務に係る雑所得 ※資産の譲渡は譲渡所得・その他雑所得

(注) 次のような場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断することとなります。

- ① その所得の収入金額が僅少と認められる場合
- ② その所得を得る活動に営利性が認められない場合